

令和2年度版

# 議会の概要



議会報告会：グループ意見交換

長野県下伊那郡喬木村議会

〒395-1107

長野県下伊那郡喬木村6，664番地

TEL 0265-33-3800

FAX 0265-33-4511

## 喬木村議会基本条例 【現状の説明と解説付き】

### 目次

#### 前文

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 議会及び議員の活動原則（第3条・第4条）
- 第3章 最高規範性と政治倫理（第5条・第6条）
- 第4章 議会と村民の関係（第7条－第10条）
- 第5章 議会と行政の関係（第11条－第14条）
- 第6章 議会の政策立案及び提言（第15条・第16条）
- 第7章 議会運営（第17条・第18条）
- 第8章 議会改革（第19条）
- 第9章 議会事務局の体制整備（第20条）
- 第10章 議員定数と報酬及び責務（第21条－第25条）

#### 附則

平成12年4月、地方分権一括法が施行された。それにより機関委任事務の廃止など、国及び地方公共団体が分担すべき役割の明確化が図られた。つまりそれまでの国依存から脱却し自らの責任において自立した地方行政の、あるべき姿にかじが切られたのである。

そこで、こうした分権時代としての議会の、あるべき姿を見直すことこそが、その役割や責任を果たしうる途と思うのである。

もとより議会は、二元代表制の趣旨をふまえ、首長とは本来独立対等の立場にあり、村行政に対する議事及び監視機関としての役割と責任を果たさなければならぬものである。

したがって、こうした役割発揮のためには、村民の民意を行政に生かすべく「住民自治」の精神を重んじ、徹底した情報公開と住民参加による議会運営こそ極めて重要な視点である。ともあれ議会が住民から遠い存在であってはならないのである。

要は、村民に信頼され、存在感のある活発な議会を目指し、喬木村の明るい豊かな未来に向けて、村民の多様な意見を反映しうる合議体としての議会づくりにより、村民の期待と信頼に応えていく決意の表明が必要である。

ここに喬木村議会基本条例を制定し、議会としての理念を明らかにするとともに、議会活動に責任を持って実践するための誓約事項とするものである。

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この条例は、喬木村第5次総合計画で掲げる将来像「人が輝き未来につながる美し郷喬木」の実現に向かって議会運営及び議員に関わる基本事項を定め、議会及び議員の活動原則にのっとり、喬木村の持続的で明るい豊かなむらづくりに寄与することを目的とする。

#### 【解説】

前文にかかげた条例制定の理念に基づき、人口減少社会における地方創生と住民福祉の増進を目指した議会運営を実践することにより、明るい豊かなむらづくりに寄与することといたします。「喬木村第5次総合計画で掲げる将来像「人が輝き未来につながる美し郷喬木」の実現」(H29年度改正)

### (基本理念)

第2条 議会は、村の意志決定を担う議決機関としての責任を自覚し、その権能を最大限に活用して村民の意志を村政に反映させるべく、公明公正な議論を尽くし、真の地方自治の実現を目指すものとする。

#### 【解説】

議会としての根本的な考え方を示しています。

## 第2章 議会及び議員の活動原則

### (議会の活動原則)

第3条 議会は、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 村民を代表する、唯一の議決機関であることを自覚し、公正性、透明性、信頼性が高まるよう村民に開かれた魅力ある議会を目指して活動すること
- (2) 村政運営への監視及び評価機能を高めるべく活動すること
- (3) 村民の多様な意見を村政に反映できるよう常に自由かつつな討議により、政策の論点を明らかにしていくこと
- (4) 村民の多様な意見をもとに政策提言、政策立案等に努めること
- (5) 村民の議会への関心を高める議会運営を行うこと

【解説】

議会は村民の代表機関であり、村民に開かれた魅力ある議会を目指すことです。そのために常に自由闊達な討議を重ね議会としての責任と役割をしっかりと果たさなければなりません。平成 29 年度から議場を活用して各種団体・希望する団体との懇談会を通じて身近な課題について意見交換しています。議員が常に住民にとって身近で信頼される存在になるよう目指します。

(議員の活動原則)

第 4 条 議員は、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が合議制の機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること
- (2) 村政の課題全般について認識し、村民の意見を的確に把握するとともに、自己啓発のために不断の研さんによって、村民の負託に応えるべく活動すること
- (3) 議会活動について村民に対し説明責任を有すること

【解説】

議員の活動原則は、常に村政全般に目配りをして、課題解決に向けた不断の自己研さんにより自信をもって説明責任を果たすことです。

第 3 章 最高規範性と政治倫理

(議会の最高規範)

第 5 条 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃するときは、この条例に定める事項との整合性を図らなければならない。

【解説】

この条例は、議会における規範とすべき手本であり、議会に関する他の条例との整合を図ることは当然です。平成 28 年度からこの基本条例は毎年検証を行い、必要に応じて改正を行います。

(議員の政治倫理)

第6条 議員は、村民の負託に応えるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、村民の代表としての良心と責任感を持って、議員としての品格を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

**【解説】**

特に兼職議員は、村民の代表としての職権や地位による影響力から高い倫理性が課せられているので、疑惑を招くことなく公正、誠実な行動こそ大切な意識であります。

第4章 議会と村民の関係

(村民参加及び村民との連携)

第7条 議会は、村民に対し参画しやすい開かれた議会づくりに努めなければならない。

- 2 議会は、議決責任を深く認識するとともに村民に対し積極的に情報を発信し、説明責任を果たさなければならない。
- 3 議会は、村民との意見交換の場を多様に設け、議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。
- 4 議会は、請願及び陳情を村民による政策提案と位置づけ、提案者の意見も聞くなど、的確な対応に努めなければならない。
- 5 議会は、議会モニターを設け、議会運営等の要望、提言など意見聴取に努めること。

**【解説】**

議会は、村民に対し持てる情報を積極的に発信すると同時に、常に意見交換の機会をもちつつ、説明責任を果たすことが大切です。議会報告会を住民との重要な対話の機会と位置づけ、政策提言に繋げています。平成 29 年度「休日夜間議会」の取り組みを始めたことで、傍聴機会が増えました。ホームページを更新したことで今までにないご意見もいただき、関心も高まっています。

平成 31 年度から議会モニターの皆様と積極的に懇談する機会を確保し、ご指摘・提案などお寄せいただく内容は大変貴重なものが多く議会運営の改善に役立っています。

(情報公開)

第8条 議会は、本会議、常任委員会のほか、秘密会を除く全ての会議を原則公開とする。

【解説】

議会は、審議結果もさることながら、その決定経過を公開することが大切であるため、すべての会議は、原則公開としています。ただし本会議を除き常任委員会に於いては、プライバシーの保護等必要に応じて非公開とすることもございます。

(議会報告会)

第9条 議会は、村政の諸課題など、村政全般にわたり議会としての立場から議員及び村民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を行うものとする。

【解説】

議会は、自ら地域に出向き、議会活動の状況と村政に関する情報を提供するとともに、村民の要望・政策提言などの意見を聞くための意見交換会を年に1回以上開催することとしています。なお、議員各々においても適宜(てきぎ)議会報告の機会をもつよう努めていきます。平成29年度「広報広聴特別委員会」を設置し、議会報告会の充実を図っています。毎年5月から各種団体と10月から各地区を対象に実施しています。平成31年度から小グループ方式に変更した結果、多くの皆様のご意見やご提案をお寄せいただき、委員会調査研究のテーマとして課題解決に取り組んでいます。

(議会広報の充実)

第10条 議会は、村政に関わる情報を村民に対し周知するよう努めるものとする。

2 議会は、多様な広報手段を活用することにより多くの村民が議会と村政に関心を持つよう、「議会モニター」を設けるなど議会広報活動に努めるものとする。

【解説】

議会の活動について住民の方々に知っていただく有効な手段です。令和元年6月以降「議会だより」をリニューアルし、皆様にわかりやすい構成にいたしました。その他くりんネット、いちごチャンネルなど各種マスメディアを通じて、しっかりと議会の情報を発信していきたいと思えます。

第5章 議会と行政の関係

(議会と村長等執行機関との関係)

第11条 議会は、村長等執行機関及びその職員との関係は常に公明公正な是非々の立場を保ち、緊張ある関係の保持に努めなければならない。

- 2 本会議における議員と村長等の質疑応答は、村政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行う。
- 3 議長から本会議及び常任委員会への出席を要請された村長等は、議長又は委員長の許可を得て、反問することができる。
- 4 議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して村長等に対し、文書質問を行うことができる。この場合において村長等に文書により回答を求めるものとする。

【解説】

議会と村長等は常に適度な緊張感を保ちつつ積極的な論議を展開することが必要です。また質疑応答は争点をより明確にするべく、一問一答方式といたしました。そして、村長と職員には、議員の質問に対し、平成29年度より「反問権」を行使できる様に改正しました。飯田市を含め近隣町村では「趣旨を問う限定的な反問権」を認めている議会は少数ありますが、完全な「反問権」を認めている議会は少数です。

(政策等の形成過程の説明)

第12条 議会は、村長が提案する重要な政策について議案審議を通じて政策水準の一層の向上を図るため村長に対し、次の各号に掲げる事項の説明を求めることができる。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯及び関係法令等

- (3) 村民参加の実施の有無とその内容
- (4) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (5) 総合計画における根拠又は位置づけ
- (6) 政策等の実施に関わる財源措置
- (7) 将来にわたる政策等の効果及びコスト
- (8) その他議会が必要と判断する情報

**【解説】**

村長等が提案する重要な政策等について、議会で十分な審議を行うため村長に対し基本的な7項目の説明を求めています。こうしたことにより重要政策に対する論点の明確化が図られ、政策に対する信頼性が高まると思います。特に人口減少・少子高齢化が進むこの地域の課題解決のために事業計画の着実な実行と事業成果をチェックする役割に加えて地域住民の課題解決のために政策提言する議会の役割は、今後益々重要になっています。

(予算及び決算における政策説明)

第13条 議会は、予算及び決算の審議にあたっては、前条の規定に準じてわかりやすい施策又は事業別の説明を村長に求めることができる。

**【解説】**

議会は審議する予算・決算について村より事業別に施策をまとめた「わかりやすい予算・決算書」の資料提供により審議効果が高まっています。平成29年3月より当初予算書を中心に精査し、議員自ら説明資料の提供を主体的に求め審査することを始め、議員の資質向上を図っています。決算審査にあたっては、「事業評価シート」の提供を求め、総合計画の進捗状況をチェックして政策提言に繋げています。また、委員会審議前に全議員が事前に簡易な質問等を行い、回答を全議員で共有し、審議の効率化を図っています。

(議会の議決事件)

第14条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、村政全般に関わる、総合振興計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画及び国土利用計画（喬木村計画）の策定、変更及び廃止をしようとするときとする。



【解説】

長期的な行政計画は、むらづくりの基本です。こうした基本事項は、地方自治法第96条2項に基づき条例に定めることにより、議決事項とすることが可能になったため、村の総合計画（現行は第5次計画～平成37年までの10年計画）、高齢者福祉計画・介護保険事業計画（現行は第5期計画～平成29年までの3ヶ年）など、長期行政計画について改めて条例項目といたしました。

第6章 議会の政策立案及び提言

（政策の立案及び提言）

第15条 議会は、政策形成機能の強化に努め、条例の制定、議員提案、政策の立案及び提言を積極的に行うものとする。

【解説】

議会の基本的な機能を充実させ、単に審議するだけでなく政策立案能力を向上させることこそが議会に課せられた責務だと心得ています。

平成29年度より定例会毎定期的に村長に対して提言書を提出しています。「休日・夜間議会」の提言もその一つです。村政一般・議会運営に関することなど今後とも継続して政策提言するために「政策提言特別委員会」も設置しました。

（研修、調査研究等）

第16条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、次の各号に掲げる事項を行うよう努めるものとする。

- (1) 議員が必要な研修及び調査研究を行う機会の確保
- (2) 議員が自己啓発に努めるべく環境の整備
- (3) 他市町村議会との交流と連携

【解説】

議員は、政策形成・立案能力の向上を図るため、研修・研究の機会をより多く活用するために平成29年度「議員控室」を「議員執務室」として常に自己啓発できる環境を整備しました。定例会中は上程された議案や請願・陳情についての自由討議する場所として、閉会中においても議員同士が意見交換

する場所として年間通じて有効活用されています。

常任委員会では、調査研究すべきテーマと年間計画を作成し、調査研究した成果をもって国県省庁を訪問して要望活動を行ったり、関係する省庁や議会に意見書を提出する活動に繋がっています。

## 第7章 議会運営

(開かれた議会と自由討議による合意形成)

第17条 議会は、公正性及び透明性、信頼性を高めるべく村民に開かれた議会を目指すと同時に、政策形成に反映できるような村民参加の機会を拡充することに努めること。

2 議会は、言論の府であり、合議制機関であることを十分に認識し、議長は、村長等に対する本会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の自由討議を中心に運営しなければならない。

3 議会は、本会議及び委員会において、議員提出議案、村長提出議案及び、村民提案等に関して審議し結論を出す場合、議論を尽くして合意形成に努めるとともに、村民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

4 議員は、前二項による討議をふまえ、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行うように努めるものとする。

### 【解説】

議会は、合議制であることを十分認識し、議員相互間の自由討議を重ねることこそ、合意形成に近づく手法です。議論を尽くすためには、議案を受け取ってから会議に臨むまでの準備が重要となっています。「休日・夜間議会」運営上議員相互が議論を尽くすために、情報の早期共有・多様な考えに触れて「再考」する仕組みをICTを活用して取り組んでいます。持続可能な議会運営のために兼業議員が活躍しやすい環境と多様な立場の多様な年代層が議員として活躍できる「休日・夜間議会」を活用した議会運営を継続しています。定例会毎総括して改善を重ね常に新たな挑戦を行っています。

(委員会の活動)

第18条 委員会審査にあたっては、資料等を積極的に公開しながら、村民に対しわかりやすい議論を行うよう努めなければならない。

2 委員会及び全員協議会等は、議員相互間の討論を活用し、その機能を十分に発揮するよう努めなければならない。

3 常任委員会及び特別委員会は、議会における政策立案及び政策提言を積極的に行うものとする。

4 委員長は、委員会の秩序保持に務め、委員長報告を自ら作成するとともに、質疑に対する答弁も責任を持って行わなければならない。

**【解説】**

常任委員会及び特別委員会は、原則公開としています。住民から提出される請願・陳情など政策の専門性を審査する機関であることから、事前の調査研究のための資料を収集することはもとより、慎重な議論を深めつつ審査の過程を傍聴として参画する住民にわかりやすい運営に努めています。

## 第8章 議会改革

(議会改革の推進)

第19条 議会は、住民自治を基本とし、議員としての本来的な役割を発揮するよう議会のあり方について研究するべく常に議会改革に取り組むものとする。

**【解説】**

議会改革に終わりはありません。議会の本来的役割を発揮するための改革意識は常に持ち続ける必要があります。定例会ごと議員全員で総括を行い、改善を重ねています。

## 第9章 議会事務局の体制整備

(議会事務局の強化)

第20条 議会は、議会及び議員の政策形成及び立案機能を高めるため、議会事務局の体制整備を図るとともに、調査及び法務機能を積極的に強化することに努める。

- 2 議会は、あらゆる議会活動に必要な学習資料や文献等について事務局を通じ整備するよう努める。

【解説】

議会事務局の体制の充実は議員活動にとって重要です。情報収集、法務機能の積極的強化を図ります。平成 29 年度より ICT を活用した連絡体制・資料の送受信により早期情報共有を行っています。

第10章 議員定数と報酬及び責務

(議員定数)

第21条 議員定数の改正にあたっては、村政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮し、これを別の条例で定める。

- 2 議員定数に関する条例改正案は、村民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して必ず議員が提案するものとする。

【解説】

議員定数については、別に条例で定めているが、村政の現状を分析し、将来を見据えた展望等を考慮して、議会自体も十分論じたうえで、「議員報酬」同様に住民の客観的な意見を参考に検討します。令和元年度実施した議会報告会において議会の考えをお伝えしましたが、令和 3 年 6 月までの任期中は定数 12 名が望ましいと考えています。

(議員報酬)

第22条 議員報酬の改定にあたっては、議員が提案する場合は村民の客観的な意見を参考に決定するものとし、これを別の条例で定める。

【解説】

議員報酬については、村民の客観的な意見を参考に研究しています。令和元年度は議会報告会・地区懇談会において議会改革特別委員会を経て検討してきた議会の考えを説明し、多くのご意見をいただきました。最終的に喬木村特別職等報酬審議会で答申された結果を受けて議員報酬が増額されることとなりました。

(議会及び議員の責務)

第23条 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則、規程等を遵守して議会を運営し、もって村民を代表する合議制の機関として村民に対する責任を果たさなければならない。

**【解説】**

議会及び議員は、この条例に定める理念、原則に基づいて活動し、合議機関として住民の付託責任を果たすことです。議会基本条例に立ち返り、住民に代わって議論を尽くして意思決定します。

(議決の責任)

第24条 議会は、議決責任を深く認識するとともに議案等を議決し、自治体としての意思決定又は政策決定をしたときは、村民に対して説明する責務を有する。

**【解説】**

議会は、村民の直接投票により選ばれた複数の議員から構成されており、住民本位の村政を遂行するに当っては、民意を十分把握し、議論を尽くして最良の選択をするべき決定責任を自覚し、そして決定に至る経緯など村民への説明責任を果たすことが大切です。議員活動として後援会を含め有権者に議案審議の過程と議決した責任をパワーポイント等活用して説明しています。

(検証及び見直し)

第25条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうか、について常に検証し、必要に応じてこの条例の見直しを行うものとする。

**【解説】**

この条例は、議会における最高規範です。目的と基本理念に基づいた実践が達成されているかについては、平成 28 年度より喬木村議会基本条例検証委員会を設置して、毎年度検証を重ね改正しています。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月20日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

行政と財政

令和2年度一般会計当初予算

【歳入】

(単位:千円)

科目	令和2年度	令和1年度	前年比
1 村税	514,240	513,109	0.2%
2 地方譲与税	38,600	37,700	2.4%
3 利子割交付金	400	1,000	-60.0%
4 配当割交付金	1,500	2,000	-25.0%
5 株式等譲渡所得割交付金	1,000	1,000	0.0%
6 法人事業税交付金	1,500	0	皆増
7 地方消費税交付金	126,000	114,000	10.5%
8 環境性能割交付金	2,500	5,500	-54.5%
9 地方特例交付金	3,000	12,500	-76.0%
10 地方交付税	1,572,354	1,507,084	4.3%
11 交通安全対策特別交付金	500	500	0.0%
12 分担金及び負担金	58,431	70,186	-16.7%
13 使用料及び手数料	35,646	35,483	0.5%
14 国庫支出金	250,367	219,433	14.1%
15 県支出金	182,579	185,554	-1.6%
16 財産収入	20,858	23,743	-12.2%
17 寄附金	152,997	155,565	-1.7%
18 繰入金	485,083	156,025	210.9%
19 繰越金	100,000	100,000	0.0%
20 諸収入	273,245	316,618	-13.7%
21 村債	279,200	173,000	61.4%
歳入合計	4,100,000	3,630,000	12.9%

特別会計当初予算	令和2年度	令和1年度	前年比
国民健康保険特別会計	515,000	545,000	-5.5%
後期高齢者医療特別会計	84,000	75,000	12.0%
介護保険特別会計	754,000	785,000	-3.9%
合計	1,353,000	1,405,000	-3.7%

事業会計当初予算	令和2年度	令和1年度	前年比
水道事業会計	376,451	225,686	66.8%
下水道事業会計	614,154	540,796	13.6%
合計	990,605	766,482	29.2%

【歳出】

(単位:千円)

科目	令和2年度	令和1年度	前年比
1 議会費	55,583	53,798	3.3%
2 総務費	1,077,627	1,025,584	5.1%
3 民生費	1,131,987	890,759	27.1%
4 衛生費	182,287	171,239	6.5%
5 農林水産業費	217,610	174,640	24.6%
6 商工費	25,613	35,528	-27.9%
7 土木費	511,724	404,590	26.5%
8 消防費	160,723	153,069	5.0%
9 教育費	383,061	388,009	-1.3%
10 災害復旧費	400	400	0.0%
11 公債費	318,187	302,265	5.3%
12 諸支出金	1	200	-99.5%
13 予備費	35,197	29,919	17.6%
歳出合計	4,100,000	3,630,000	12.9%

【歳出性質別内訳】

(単位:千円)

区分	令和2年度	令和1年度	前年比	
義務的経費	人件費	774,537	655,079	18.2%
	扶助費	414,549	400,358	3.5%
	公債費	318,187	302,265	5.3%
普通建設事業費	1,015,610	608,353	66.9%	
災害復旧経費	400	400	0.0%	
その他経費	物件費	660,775	755,725	-12.6%
	維持補修	38,290	56,583	-32.3%
	補助費	458,108	441,534	3.8%
	繰出金	263,577	266,847	-1.2%
	積立金	7,310	9,652	-24.3%
	投資及び出資金	113,460	98,285	15.4%
	貸付金	0	5,000	-100.0%
予備費	35,197	29,919	17.6%	
合計	4,100,000	3,630,000	12.9%	

<議会の概要>

議員の構成

定数・任期

条例定数	現行議員数	任 期（平成31年より申し合わせ2年）
12人	12人	平成29年6月25日 ～ 令和1年6月24日
12人	12人	令和1年6月25日 ～ 令和3年6月24日

昭和58年 議会の議員の定数を減少する条例制定

昭和60年6月 議員定数22人→20人

平成9年6月 議員定数20人→18人(地方自治法改正による)

(平成13年6月 無投票当選)

平成17年6月 議員定数18人→12人(平成16年3月定例会:定数条例改正)

(住民が市町村合併住民投票において「自立」を選択したことから定数減へ)

(平成21年6月 無投票当選)

(平成29年6月 無投票当選)

党派別議員構成

政 党 名	人 数
日本共産党	2人
無所属	10人
計	12人

会派別議員構成

会派構成はなし
---------

年齢別議員構成

年齢区分	男	女
30歳未満		
30歳～39歳		
40歳～49歳	1人	
50歳～59歳	1人	
60歳～69歳	3人	1人
70歳～79歳	6人	
80歳～		
計	11人	1人

在職期別構成

在職区分	人 数
1期	6人
2期	5人
3期	1人
4期	
5期	
6期	
7期	
計	12人



### 議会運営委員会

委員会構成	人数	備考
議会運営委員長、常任委員長、副議長	5人	(議長は会議に出席)

### 常任委員会

常任委員会名	人数	備考
総務産業建設常任委員会	6人	
社会文教常任委員会	6人	
予算決算常任委員会	11人	(議長除く全議員)

任意委員会の名称	人数	備考
喬木村議会基本条例検証委員会	5人	

特別委員会の名称	人数	備考
リニア・三遠南信道検討委員会	12人	議員全員
喬木村議会改革特別委員会	5人	必要に応じて設置

### 議会広報

広報広聴特別委員会	広聴委員会	5人
	広報委員会	5人

特別委員会の委員長は副議長。広聴委員会・広報委員会にそれぞれ委員長副委員長を置き、それぞれ4名の委員を配置。

### 議会モニター

設置要綱	地区推薦16名と公募4名の計20名までで構成
平成23年7月1日	地区推薦16名 公募1名

議会運営、議員活動、村ホームページ、議会だよりについて意見・要望・提言。任期2年。モニターが直接発言できる機会を確保。定例会終了後懇談会を実施。

### 議会事務局(監査委員事務局・選挙管理委員会書記局兼務)

設置条例	職員数(事務局長その他必要職員)
平成10年3月15日	事務局長1人 書記1人

議員報酬の推移

(単位:円)

報酬推移	平成14年3月まで	平成14年4月～	平成15年4月～	平成18年4月～	平成27年4月～
議長	260,000円	254,800円	247,000円	234,600円	247,000円
副議長	187,000円	183,260円	177,000円	168,100円	177,000円
委員長	160,000円	156,800円	152,000円	144,400円	152,000円
議員	151,000円	147,980円	143,000円	135,800円	143,000円
定数推移	議員定数 18人	議員定数 18人	議員定数 18人	議員定数 12人	議員定数 12人

報酬推移	令和2年4月～
議長	255,000円
副議長	185,000円
委員長	165,000円
議員	150,000円
定数推移	議員定数 12人

議員報酬は平成14年度より平成18年度まで減額改定し、平成26年度まで改定していない。平成27年度に平成15年度水準に回復。平成29年度から「休日・夜間議会」による議会運営等改善に取り組み、令和1年度特別職報酬審議会の答申を経て令和2年度より報酬増額改定。ただし、平成14年3月水準までは回復していない。

議員定数は地方自治法の一部改正による改正以外は平成14年度までは改正していなかったが、平成15年度(平成16年3月定例会において議員発議による定数条例の改正により18名から12名に改正してから現在に至る。「無投票当選」、「議員のなり手不足」について議員定数と議員報酬がセットで議論されている。

費用弁償

- ① 出張旅費(職員旅費規定に準じて支給)
- ② 本会議・常任委員会出席日当(支給なし)
- ③ 村の組織する委員会協議会への出席日当(条例に基づき支給)

政務活動費

条例なし 支給なし

# 喬木村議会議員

令和2年4月1日現在

顔写真	議席No.	氏名	出身地区	顔写真	議席No.	氏名	出身地区
	12	下岡 幸文 議長 社会文教委員	阿島南		1	佐藤 文彦 予算決算 常任委員長 総務産業建設 常任副委員長	阿島南
	11	木下 温司 副議長 総務産業建設委員	富田		3	福澤 真理子 社会文教 常任副委員長	富田
	8	後藤 章人 議会運営委員長 総務産業建設委員	阿島町		4	櫻井 登 予算決算 常任副委員長	伊久間
	10	昼神 二三男 議会選出監査委員 総務産業建設委員	阿島北		9	小池 豊 社会文教委員	富田
	2	下平 貢 総務産業建設 常任委員長 議会運営副委員長	小川 両平		5	後藤 澄壽 総務産業建設 常任委員	小川 上平
	7	中森 高茂 社会文教 常任委員長	阿島北		6	東原 靖雄 社会文教委員	氏乗

# 喬木村議会議員名簿

【申しあわせにより2年】

令和元年6月25日 ～ 令和3年6月24日

職名	議席	氏名	住所	年齢	電話	期数	党派	職業
議長	12	下岡 幸文	阿島南	65	090-2547-1106	2	無所属	無職
副議長	11	木下 温司	富田	73	0265-33-3959	2	無所属	農業
監査委員	10	昼神二三男	阿島北	76	0265-33-2365	3	無所属	農業

総務産業建設常任委員会	委員長	2	下平 貢	小川両平	54	090-4159-6390	1	無所属	農業
	副委員長	1	佐藤 文彦	阿島南	49	0265-33-4763	1	無所属	会社役員
	委員	4	櫻井 登	伊久間	70	080-3518-0036	1	無所属	団体職員
	〃	8	後藤 章人	阿島町	67	090-5432-3700	2	無所属	自営業
	〃	10	昼神二三男	阿島北	76	0265-33-2365	3	無所属	農業
	〃	11	木下 温司	富田	73	0265-33-3959	2	無所属	農業

社会文教常任委員会	委員長	7	中森 高茂	阿島北	61	090-8723-4595	2	無所属	会社員
	副委員長	3	福澤真理子	富田	67	0265-33-3086	1	日本共産党	看護師
	委員	5	後藤 澄壽	小川上平	73	0265-33-3760	1	日本共産党	農業
	〃	6	束原 靖雄	氏 乗	76	0265-33-3831	1	無所属	農業
	〃	9	小池 豊	富田	70	090-5773-2956	2	無所属	農業
	〃	12	下岡 幸文	阿島南	65	090-2547-1106	2	無所属	無職

議会運営委員会	委員長	8	後藤 章人
	副委員長	2	下平 貢
	委員	1	佐藤 文彦
	〃	7	中森 高茂
	〃	11	木下 温司
議長	12	下岡 幸文	

広域連合議会議員	職名	議席	氏名
	議長	12	下岡 幸文
	副議長	11	木下 温司





北部総合事務組合議会議員	職名	議席	氏名
	議長	12	下岡 幸文
	副議長	11	木下 温司

予算決算委員会	委員長	1	佐藤 文彦
	副委員長	4	櫻井 登
	議長を除く議員9名		
議長	12	下岡 幸文	



## QRコードで繋がる議会

日程確認・ご意見ご要望は以下のQRコードを活用してください。

議会日程新着情報の確認はこちらへ	議会モニター専用ご意見はこちらへ	議会に対する意見要望はこちらへ	議会傍聴規則
			

議員へのご意見・請願陳情の相談は以下のQRコードを活用してください。議員のPCアドレスに繋がります。

佐藤文彦 議員	下平 貢 議員	福澤真理子 議員	櫻井 登 議員
			

後藤澄寿 議員	束原靖雄 議員	中森高茂 議員	後藤章人 議員
			

小池 豊 議員	屋神二三男 議員	木下温司 議員	下岡幸文議員
			

## 令和2年 総務産業建設常任委員会事業計画

委員会としてのテーマ

○ガイドウェイヤード制作・保管ヤード跡地の有効利用について

○農業振興施策について

○防災減災対策関連事業について

○統合保育園建設に向けた設計関連事業について

月	日	会議・調査研究・研修会・勉強会		摘要（いつまでに何を決定するのか）
		会議名答	取組の内容	
1		常任委員会	年間計画 視察研修に向けた課題抽出	
2		視察研修	熊本県益城町（熊本地震の対応について） 熊本市 第一幼稚園（建設コンセプト他）	
3		定例会	リニア、三遠南信自動車道工事進捗現場確認 付託議案審議 地域課題の検証 視察研修総括	
4		常任委員会	地域課題に対する調査研究 ガイドウェイヤード跡地利用のための事業抽出 伊久間原、大原農地意向調査結果の検証	
5		常任委員会 視察研修	地域課題に対する調査研究 国、県への提言書の検討 南海トラフ地震の影響調査（浜岡原発～静岡方面）	
6		定例会	付託議案審議 国、県への提言書の検討 防災減災関連事業の検証	
7		常任委員会 視察研修	国、県への提言書の検討 遊休農地対策事業の検証 南海トラフ地震の影響調査（浜岡原発～静岡方面）	
8		常任委員会	国、県への提言書の検討 地域課題に対する調査研究まとめ	
9		定例会	付託議案審議 国、県への提言書の検討 ガイドウェイヤード跡地利用のための事業抽出	
10		常任委員会	地区懇談会対応	
11		常任委員会	委員会テーマ毎の総括と次年度への課題抽出	
12		定例会	付託議案審議	

## 令和2年 社会文教常任委員会 年間計画

### 1 調査研究学習課題

- (1) 高齢者福祉住宅等の問題研究（C C R C）  
(空き家活用・老老介護・都市部高齢者移住問題)
- (2) 要介護・要支援等の介護政策について  
(第7期介護保険計画)
- (3) 保険者努力支援制度の学習  
(村のポイントを上げるための更なる提案等)
- (4) 保育所の建設及び教育について  
(保育園幼稚園視察の検証および保小中一貫教育のメリット)
- (5) 多機能型施設（アスポ）でのボランティアセンター立ち上げ訓練  
(災害発生時の活用および訓練の実施を社協・村と協力)
- (6) ICT活用教育（ソサイアティ5.0社会への課題）  
(人間主役の社会の維持のために)
- (7) 社会福祉協議会の運営について課題学習  
(社協の経営状況の把握と今後の運営課題について)
- (8) 健康寿命の延伸についての取り組み
- (9) 喬木村総合計画の進捗状況の把握と当委員会の意見集約および提案の  
作成等
- (10)  
その他新たな課題への対応と、住民福祉向上のための意見要望に対する検  
討および回答の迅速化への取り組み



## 2 年間計画 : 月別計画予定表

- 1月：年間計画提案（議員全員協議会）
- 2月：年間計画（案）検討、行政視察のまとめ（2月10日）
- 3月：議案他事前協議、行政視察のまとめおよび保育園建設についての要望等
- 4月：社会福祉協議会との懇談および課題の共有
- 5月：高齢者福祉住宅及び介護施設の運営と高齢者に対する公共交通の在り方
- 6月：議案他事前協議
- 7月：国民健康保険の現状と課題把握
- 8月：県への要望について当委員会の陳情事項検討及び要望書作成
- 9月：議案他事前協議、教育委員会との懇談テーマの検討
- 10月：国への要望に向けた当委員会の陳情事項の検討及び要望書作成
- 11月：教育委員会との懇談会・高齢者福祉懇話会の報告及び課題等学習
- 12月：議案他事前協議、

その他新たな課題について

## 令和2年 予算決算委員会事業計画

月	日	会議・調査研究・研修会・勉強会		摘要（いつまでに何を決定するのか）
		会議名答	取組の内容	
1				
2				
3		予算決算常任委員会① 予算決算常任委員会②	（議員間討議） R2年度予算 各課の説明・質疑・採決 R1年度補正予算 各課の説明・質疑・採決	
4				
5		水道事業公会計勉強会	水道事業の地方公営企業法適用に伴う規則改正	
6		予算決算常任委員会	（議員間討議） R2年度補正予算 各課の説明・質疑・採決	
7		自治体財政勉強会	国からくるお金 地方交付税と補助金	
8		決算に関する事前準備	R1年度決算における抽出事業選択	
9		予算決算常任委員会① 予算決算常任委員会②	（議員間討議） R1年度決算 各課の説明・質疑・認定 R2年度補正予算 各課の説明・質疑・採決	
10				
11				
12		予算決算常任委員会①	（議員間討議） R2年度補正予算 各課の説明・質疑・採決	

令和2年 第2回6月定例会会議日程（案）

月	日	曜日	議会日程関係				その他日程関係	
			時間	日 程	議員関係	職員関係	時間	日 程
5	15	金						
	16	土						
	17	日						
	18	月						町村会連合会議（村長）
	19	火						
	20	水						
	21	木						
	22	金			通告開始	告示		
	23	土						
	24	日						
	25	月						定例監査
	26	火						
	27	水			請願等提出	議案資料提出		
	28	木	9:00	議会運営委員会	議案配布			
	29	金			意見：開始			広域連合議会全協
	30	土						
	31	日						
6	1	月						
	2	火						
	3	水	9:00	全協（総括質疑）議員全協				
			13:00	本会議（開会）議運	12:00通告締切			
	4	木						
	5	金						
	6	土						
	7	日						
	8	月			意見：終了	答弁案提出		
	9	火	9:00	一般質問検討会	集約資料配付	回答資料提出		
	10	水	13:00	総務産建常任委員会				
			15:00	社会文教常任委員会				
	11	木						
	12	金			会期:20日	答弁提出		
	13	土	9:00	本会議（一般質問）				
	14	日						
	15	月	13:00	予算決算常任委員会				
	16	火						町村会連合会議（村長）
	17	水		常任委員会（予備）				
	18	木						町村会事務担当者会議
	19	金						三遠南信道路建設期成同盟会
	20	土						
	21	日						
	22	月	13:00	本会議（閉会）議員全協				
	23	火						定例選挙管理委員会
	24	水			監査任期満了			
	25	木	終日	定例監査				第二小音楽会
	26	金	午後	議会運営委員会				第一小音楽会
	27	土						
	28	日						分館対抗女子ソフトバレー 飯伊消防操法大会
	29	月						
	30	月						

令和2年 第3回 9月定例会会議日程（案）

月	日	曜日	議会日程関係				その他日程関係	
			時間	日 程	議員関係	職員関係	時間	日 程
8	14	金						
	15	土						成人式・たかぎふるさとまつり
	16	日						
	17	月						
	18	火						
	19	水						
	20	木	終日	決算監査①（一般会計）				
	21	金						県町村監査委員研修
	22	土						
	23	日						椋文学夏期講座
	24	月	終日	決算監査②：現場・講評	通告開始	招集告示		
	25	火	終日	定例監査				
	26	水						
	27	木			請願等提出	議案資料提出		広域連合議会全協
	28	金		議会運営委員会	議案配布			
	29	土			意見：開始			
30	日							
31	月							
9	1	火						
	2	水	9:00	議員全協・全協（総括質疑）				
	3	木	13:00	本会議（開会）議運	12:00通告締切			
	4	金						
	5	土						
	6	日						喬木村総合防災訓練
	7	月				答弁書提出		
	8	火	終日	一般質問検討会	意見：終了			
	9	水			集約資料配布			
	10	木		常任委員会				
				常任委員会				
	11	金				答弁書提出		
	12	土	終日	本会議（一般質問）	会期：22日			
	13	日						分館対抗男女混合ソフトバレー
	14	月						
	15	火						町村会連合会議（村長）
	16	水	終日	予算決算常任委員会				
	17	木		常任委員会（予備）				
	18	金						北部ブロック県要望活動
	19	土						小学校運動会
	20	日						小学校運動会（予備日①）
	21	月		敬老の日				
	22	火		秋分の日				
	23	水						小学校運動会（予備日②）
24	木	9:00	本会議（閉会）議員全協					
25	金	終日	定例監査				中学校青風祭	
26	土						中学校青風祭	
27	日							
28	月						県議長会全体研修会（議長）	
29	火		議会運営委員会					
30	水						定例選挙管理委員会	

令和2年 第4回12月定例会会議日程（案）

月	日	曜日	議会日程関係				その他日程関係	
			時間	日 程	議員関係	職員関係	時間	日 程
11	17	火						
	18	水						
	19	木						
	20	金						
	21	土						
	22	日						椋鳩十夕やけ祭
	23	月						関東地区ふるさと会・リンゴオーナー
	24	火			通告開始	招集告示		
	25	水	終日	定例監査				議長会全国大会①
	26	木						議長会全国大会②町村長大会
	27	金						
	28	土						
	29	日						
	30	月			請願等提出	議案資料提出		広域連合議会定例会
12	1	火		議会運営委員会	議案配布			
	2	水						
	3	木	9:00	議員全協・全協（総括質疑）				
	4	金	13:00	本会議（開会）議運	12:00通告締切			
	5	土						
	6	日						
	7	月				答弁書提出		
	8	火	終日	一般質問検討会	意見：終了			
	9	水			集約資料配布			
	10	木		常任委員会				
				常任委員会				
	11	金			会期：15	答弁書提出		
	12	土						
	13	日	終日	本会議（一般質問）				
	14	月						
	15	火		予算決算常任委員会				
	16	水		常任委員会（予備）				
	17	木						町村会連合会議（村長）
	18	金	13:00	本会議（閉会）議員全協				
	19	土						
	20	日						
	21	月						
	22	火						定例選挙管理委員会
	23	水						
	24	木						
	25	金	終日	定例監査・財産区議会				
	26	土						
	27	日						
	28	月		仕事納め				

令和3年 第1回3月定例会会議日程（案）

月	日	曜日	議会日程関係				その他日程関係			
			時間	日 程	議員関係	職員関係	時間	日 程		
2	18	木							町村会連合会議（村長）	
	19	金								
	20	土								
	21	日								
	22	月			通告開始	招集告示				
	23	火								
	24	水							県議長会定期総会（議長）	
	25	木	終日	定例監査						
	26	金			請願等提出	議案資料提出			広域連合議会第1回定例会	
27	土									
28	日									
3	1	月		議会運営委員会	議案配布					
	2	火								
	3	水	9:00	議員全協・全協（総括質疑）						
	4	木	13:00	本会議（開会）議運	12:00通告締切					
	5	金								
	6	土								
	7	日								
	8	月								
	9	火			意見：終了	答弁書提出				
	10	水		一般質問検討会	集約資料配布					
	11	木		常任委員会	会期：15				答弁書提出	
				常任委員会						
	12	金							答弁書提出	
	13	土								
	14	日	終日	本会議（一般質問）						
	15	月	終日	予算決算常任委員会						
	16	火							町村会連合会議（村長）	
	17	水							小学校卒業式	
	18	木	13:00	本会議（閉会）議員全協					中学校卒業式	
	19	金								
	20	土		春分の日						
	21	日							消防団春季訓練	
	22	月								
	23	火								
	24	水								
	25	木							保育園卒園式	
	26	金		定例監査・財産区議会						
	27	土								
	28	日								
	29	月								
	30	火							定例選挙管理委員会	
31	水									

